

広島県美容業生活衛生同業組合からのお知らせ

組合加入は**加入金 3,000 円免除**の今がお得！

組合員プラスワンキャンペーンが始まりました。

実施期日：令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

11 月 1 日～11 月 30 日の「生活衛生同業組合活動推進月間」に合わせ、広島県美容業生活衛生同業組合においても、令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の期間において「組合員プラスワンキャンペーン」を実施致します。

【広島県美容組合「組合員プラスワンキャンペーン」について】

実 施 期 間：令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

(当組合事務所 3 月 31 日郵便必着分)

※事務所持参の場合は、3 月 31 日 17:00 迄

内 容：①広島県美容業組合加入金 3,000 円の免除

※広島県組合出資金 500 円及び必要経費は対象外。

②加入後 1 年間の組合費を月 1,500 円とする

問い合わせ先：

◎広島県美容業生活衛生同業組合事務所 (TEL：082-296-2220)

9:00～17:00 土日祝除く

【組合加入に必要な物】※問い合わせ先に直接来訪される場合は予め連絡願います。

下記 3 点を上記実施期間中にご準備願います。

●加入申込書 (美容組合様式) / 問い合わせ先より郵送致します。

●事業者台帳 (美容組合様式) / 問い合わせ先より郵送致します。

●出資金 500 円 (広島県)

●印鑑 (問い合わせ先に直接来訪する場合に必要)

※組合に直接来訪される場合は、予めご連絡願います。

注) 広島県美容業生活衛生同業組合に加入される場合には、美容所を開設される場所により各支部に所属していただき、支部にかかる経費を別途いただくこととなりますが、本年度キャンペーンにつきましては加入時から 1 年間は月 1,500 円の組合費に含まれます (個別の必要経費は対象外)。また 2 年目からは各支部で経費が異なります。詳細につきましては、当組合事務所へお問い合わせ願います。